

野焼きと火入れについて

近年、中津市で発生した火災の約半数が、**野焼き又は火入れが原因で燃え広がった**ものです。野焼きや火入れを行う際は、届出書・申請書を提出し、細心の注意を払って行ってください。

• 野焼きの届出について



廃棄物の**野焼き**は、廃棄物処理法で禁止されています。**違反すると、5年以下の懲役又は1000万以下の罰金若しくはその両方が科せられる場合があります。**

次の項目においては**野焼きの例外**に該当しますが、注意が必要です。

- 【農業、林業、漁業のため】…田んぼのあぜ焼き、稲わら、もみ殻の焼却など
- 【宗教上の行事のため】…どんど焼き、正月のしめ縄、門松を焚く行為など
- 【公共施設管理のため】…河川敷の草焼き、道路側の草焼きなど

上記に該当する際は、中津市の消防署に火災とまぎらわしい行為等の届出書を提出してください。

• 火入れの申請について

火入れとは、森林又は森林から1km以内の範囲にある土地において、その土地にある立木竹、雑草、堆積物などを面的に焼却する行為をいいます。

ただし**火入れ**申請の許可は、次の項目に限り認められます。

- ①造林のための地拵え※1、②開墾準備、③害虫駆除、④焼畑、⑤採草地の改良※2

火入れを実施する際は、中津市役所又は各支所の農林建設課へ申請し、中津市長の許可が必要です。ご不明な点があれば中津市役所又は各支所へお問い合わせください。

【**野焼き**】および【**火入れ**】を行う際は以下のことに注意して下さい。

1. 煙に対する感じ方は人によって違います。**野焼きおよび火入れに該当しない場合**であっても、周りの方が迷惑を受けることのないようにしましょう。※3
2. 風向き・燃やす量・時間などにくれぐれも注意しましょう。
3. **野焼きを行う際は**、1m×1mの範囲で燃やし、複数の箇所燃やす際は間隔を5m以上あけ、すぐに消火できる数に分けて行いましょう。
4. 焼却する場所や周辺の確認を行い、**消火用水**バケツ若しくは水道ホースなどの消火器具を事前に準備し、焼却時はその場を離れないようにしましょう。
5. 風が強い日、空気の乾燥している日は**野焼きや火入れ**を実施しないようにしましょう。

※1 地拵え…地面をならし固めて建築などの基礎を作ること。また、土地に手を加えて作物の栽培に適する状態にすること。

※2 採草地…家畜の飼料や堆肥の原料となる草を刈り取るための草地。

※3 通報があった際は消防車が出動します。